

公共事業事前評価調査(公共事業事前評価結果整理表)

主要目標番号	I. I-2. (7)
対象事業	道路・街路事業
主要目標	道路景観の向上

優先順位付けの考え方	対象地区・箇所名	個別事業の妥当性評価						事業間優先度の評価					事業間ランク	評価委員会意見	総合意見	評価結果	
		公共開与、事業執行主体の妥当性	経済効率性	事業実施、規模の妥当性	整備手法の有効性	環境負荷への配慮	事業計画の熟度	貢献度ランクの評価		副次効果ランクの評価							
								貢献度ランク	主要観光地(観光入り込み客数)	景観形成に取り組んでいる地域	副次効果ランク	評点					
									万人/年								有無
主要観光地、景観形成に関する意欲が高い地域の事業を優先する。	国道137号(河口工区)	○	○	○	○	○	○	a	342.1	有	1	4	S I			実施	
	(主)河口湖精進線(河口工区)	○	○	○	○	○	○	a	342.1	有	1	4	S I			実施	
								基準値	70.0	有	基準値	4.0					

副次効果評価調書

主要目標番号		I. I-2. (7)		主要目標に対応する副次効果項目	対象地区・箇所 で想定される副次効果	評価の説明	評価結果
主要目標		道路景観の向上					
評価対象地区・箇所名				国道137号(河口工区)			
主要目標項目	I 県民生活の豊かさ と経済の発展を支える 基盤充実	I-1. 交通の利便性の向上	(1) 生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上				
			(2) 市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上				
			(3) 市街地内の交通の円滑化				
			(4) 集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上				
		I-2. 生活環境の向上	(1) 森林機能の維持・向上				
			(2) 憩い空間の創出	●			
			(3) 生活排水処理機能の向上				
	(4) 良好な市街地空間の確保		●				
	I-3. 農林水産業の振興	(5) 適正な居住空間の確保					
		(6) 歩行者等の通行空間の確保	●	○	・歩行者・自転車交通量: 34人台/12h (H27センサス) < 93人台/12h(平日)以上※ ・主要駅(特急停車駅)からの距離、または駅と公益施設の連携: 河口湖駅から2.3km > 1.0km※ ・他事業との連携: 有	1	
		(7) 道路景観の向上					
		(1) 中山間地域等の農村生活・生産機能の向上					
		(2) 農業生産力の向上					
	II 暮らしと経済活動の 安全性確保	II-1. 交通の安全性の向上	(3) 農業用排水能力の向上				
			(4) 農林水産業経営の合理化(非公共)				
(5) 森林整備の効率化							
(1) 歩行者等の安全性の確保			●				
II-2. 洪水・土砂被害の防止		(2) 災害に強い道路の確保					
		(3) 都市災害防止					
		(4) 交差点の安全性、円滑性の向上	●				
		(1) 洪水被害の防止					
II-3. 鳥獣被害の防止		(2) 土石流被害の防止					
		(3) 崖崩れ被害の防止					
副次効果項目	交通利便性	(4) 地滑り被害の防止					
		(1) 鳥獣被害の軽減					
		交通ターミナル機能の強化					
	生活環境	アクセス機能の維持					
		主要渋滞ポイントの解消					
		水質の浄化					
		大気汚染の軽減					
		騒音・振動の軽減					
		良好な景観の創出	●	○	電柱・電線の撤去による景観の向上	1	
		バリアフリー化の促進					
		ライフラインの強化					
		身近な緑地・交流の場の提供	●				
		飲雑用水の安定供給					
	自然環境	糞尿の処理					
		地域の文化・学習等活動の支援	●				
事故・災害防止	各種情報の円滑な提供						
	水源涵養機能の向上						
	生態系空間の再生						
	防火帯・延焼遮断帯の確保						
	緊急時の避難・救助機能の確保						
生産性	被災時の被害波及の防止						
	既存施設の崩壊危険性の排除						
	走行安全性の確保						
	林業生産力の向上						
	遊休農地の解消						
その他	新たな公共用地の創出						
	農地の保全						
	農林産物の販売促進						
	自然エネルギーの活用						
	リサイクルの推進						
	文化・歴史的資源等の保存・復元	●	○	電柱・電線の撤去による富士山や河口湖の文化・歴史的資源等の保存につながる	1		
	他事業との一体施工	●	○	面的に電線共同溝整備による効果	1		
	重要プロジェクトとしての位置づけ	●					
副次効果 評価合計							4

注1)「主要目標に対応する副次効果項目」の欄に「●」が附されている副次効果項目のうち、「対象地区・箇所」で想定される副次効果」の欄に「○」を記入、「評価の説明」欄に具体的な評価内容を記入する。
 注2) 副次効果の内、他の主要目標に該当するものは、当該主要目標内でのランク区分の基準に従いランク付けを行い、ランクaに該当するものは2点、ランクb以下の場合には1点とする。

副次効果評価調書

主要目標番号		I. I-2. (7)		主要目標に対応する副次効果項目	対象地区・箇所で想定される副次効果	評価の説明	評価結果
主要目標		道路景観の向上					
評価対象地区・箇所名		(主)河口湖精進線(河口工区)					
主要目標項目	I. 県民生活の豊かさや経済の発展を支える基盤充実	I-1. 交通の利便性の向上	(1) 生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上				
			(2) 市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上				
			(3) 市街地内の交通の円滑化				
			(4) 集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上				
	I-2. 生活環境の向上	(1) 森林機能の維持・向上					
		(2) 憩い空間の創出	●				
		(3) 生活排水処理機能の向上					
		(4) 良好な市街地空間の確保	●				
		(5) 適正な居住空間の確保					
		(6) 歩行者等の通行空間の確保	●	○	歩行者・自転車交通量:155人台/12h(H27センサス)>93人台/12h(平日)以上※ ・主要駅(特急停車駅)からの距離、または駅と公益施設の連携:河口湖駅から2.6km>1.0km※ ・他事業との連携:有	1	
		(7) 道路景観の向上					
	I-3. 農林水産業の振興	(1) 中山間地域等の農村生活・生産機能の向上					
		(2) 農業生産力の向上					
		(3) 農業用排水能力の向上					
		(4) 農林水産業経営の合理化(非公共)					
(5) 森林整備の効率化							
II.暮らしと経済活動の安全性確保	II-1. 交通の安全性の向上	(1) 歩行者等の安全性の確保	●				
		(2) 災害に強い道路の確保					
		(3) 都市災害防止					
		(4) 交差点の安全性、円滑性の向上	●				
II-2. 洪水・土砂被害の防止	(1) 洪水被害の防止						
	(2) 土石流被害の防止						
	(3) 崖崩れ被害の防止						
	(4) 地滑り被害の防止						
II-3. 鳥獣被害の防止	(1) 鳥獣被害の軽減						
副次効果項目	交通利便性	交通ターミナル機能の強化					
		アクセス機能の維持					
		主要渋滞ポイントの解消					
	生活環境	水質の浄化					
		大気汚染の軽減					
		騒音・振動の軽減					
		良好な景観の創出	●	○	電柱・電線の撤去による景観の向上	1	
		バリアフリー化の促進					
		ライフラインの強化					
		身近な緑地・交流の場の提供	●				
		飲雑用水の安定供給					
	糞尿の処理						
	地域の文化・学習等活動の支援	●					
	各種情報の円滑な提供						
	自然環境	水源涵養機能の向上					
生態系空間の再生							
事故・災害防止	防火帯・延焼遮断帯の確保						
	緊急時の避難・救助機能の確保						
	被災時の被害波及の防止						
	既存施設の崩壊危険性の排除						
生産性	走行安全性の確保						
	林業生産力の向上						
	遊休農地の解消						
	新たな公共用地の創出						
	農地の保全						
その他	農林産物の販売促進						
	自然エネルギーの活用						
	リサイクルの推進						
	文化・歴史的資源等の保存・復元	●	○	電柱・電線の撤去による富士山や河口湖の文化・歴史的資源等の保存につながる	1		
他事業との一体施工	●	○	面的に電線共同溝整備による効果	1			
重要プロジェクトとしての位置づけ	●						
副次効果評価合計							4

注1)「主要目標に対応する副次効果項目」の欄に「●」が附されている副次効果項目のうち、「対象地区・箇所で想定される副次効果」の欄に「○」を記入、「評価の説明」欄に具体的な評価内容を記入する。
 注2)副次効果の内、他の主要目標に該当するものは、当該主要目標内でのランク区分の基準に従いランク付けを行い、ランクaに該当するものは2点、ランクb以下の場合には1点とする。